

大戦の目的を貫徹すべしと云ふ目的を以て、

労働者の国防献金と公債無利息の件

五 文

労働者はその生命を戦場に提出すると共に、その厚給を収入を割いて国防献金を納む、
る。二の非常時に資本家は、その公債を無利息にて返すべきものでありと認む

理 由

戦場に生命を提出して戦つてゐるのは労働者に限りない。しかしながらその大多数は無産階級である。しかも労働者は零細な収入を割いて国防献金を納してゐる。この際その資金を國家に貸付けて利益を食ふのは妥当ではない。かゝる場合金を持つる資本家は、その資金を國家に捧げるべきであるが、それはしばらくおき、斯くともその資金の利息は遠慮す

べきである。

滿洲事件公債及び赤字公債は、既発、未発を含して十五億餘円である。政府はこれを四万五厘の利息で発行してゐるが、その利息年額六千七百五十万圓に及ぶのである。しかも二厘は昭和八年までの分で、九年後は増大膨脹し累増するものと見られてゐる。故に断乎として無利息にしなければ、國家財政の前途は憂ふべきものがある。

以上の如く非常時に於ける非常時公債は之れを無利息とし、他の既発公債五十一億圓は平均五分の利息をとりてゐるのであるから、之れを強制割は三分に借換へるならば、利息は於て年額一億餘圓を節約し得るのである。

是として軍需品製造の工場労働者は既に国防献金をなしてゐる。それは破局的財政を見せしめからである。資本家もよろしく金の利息は捧ぐべきものと認めるのである。

実行方法

本大会の意見を以て主要金融資本家、関係当局に二の決議を通告すること。